

IFRIC Update 2017年11月

IFRIC Update は、IFRS 解釈指針委員会（委員会）が公開の会議で至った暫定決定の要約である。

IFRIC 解釈指針に関する決定は、委員会が解釈指針に関する正式な投票を行った後に初めて最終的なものとなる。IFRIC 解釈指針は国際会計基準審議会（審議会）による批准を要する。

委員会は、**2017年11月20日**にロンドンで会合し、下記の項目について議論した。

- [現在のアジェンダにある項目](#)
- 初度適用企業としての子会社（IFRS 第1号「国際財務報告基準の初度適用」） — アジェンダ・ペーパー6
- 契約が不利かどうかを評価する際に考慮されるコスト（IAS 第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」） — アジェンダ・ペーパー5
- [委員会の暫定的なアジェンダ決定](#)
- 特定の金融商品に係る金利収益の表示（IFRS 第9号「金融商品」及びIAS 第1号「財務諸表の表示」） — アジェンダ・ペーパー3
- 土地の移転を含んだ不動産契約における収益認識（IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」） — アジェンダ・ペーパー2A
- 現在までに完了した履行に対する支払を受ける権利（IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」） — アジェンダ・ペーパー2B
- [委員会のアジェンダ決定](#)
- 資産グループの取得（IFRS 第3号「企業結合」） — アジェンダ・ペーパー4
- [その他の事項](#)
- 委員会の仕掛案件 — アジェンダ・ペーパー7

関連情報

今後の IFRS 解釈指針委員会の
会議日程：

2018年1月16日

[現在のアジェンダにある項目](#)

初度適用企業としての子会社（IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」— アジェンダ・ペーパー6

2017年9月の会議で、委員会は、IFRS第1号のD16項は、子会社が累積換算差額を親会社のIFRS移行日に基づいて親会社の連結財務諸表に含められるであろう金額で認識することを認めていないと結論を下したアジェンダ決定を公表した。

今回の会議で、委員会は、D16項(a)を適用する子会社に対して累積換算差額に関する追加の実務上の救済を設けるためのIFRS第1号の修正を提案することを審議会に提言した。

（今後のステップ）

審議会は、委員会の提言を今後のボード会議で議論する。その議論には、D16項(a)を適用する子会社に対し、親会社のIFRS移行日に基づいて、親会社が報告した金額を用いて累積換算差額を測定することを認めるべきか要求すべきかの検討が含まれる。

契約が不利かどうかを評価する際に考慮されるコスト（IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」）— アジェンダ・ペーパー5

委員会は、IAS第37号の第68項を適用して不利な契約に係る引当金を認識すべきかどうかを評価する際に、企業がどのコストを考慮するのかを質問した要望について議論した。

委員会は、IAS第37号の不利な契約の定義における「不可避的なコスト」という用語の意味を明確化するプロジェクトを基準設定アジェンダに追加することを決定した。

（今後のステップ）

審議会は、この委員会の決定について今後のボード会議で議論する。

委員会の暫定的なアジェンダ決定

委員会は、以下の事項について検討を行い、委員会の基準設定アジェンダに追加しないことを暫定的に決定した。その代わりに、暫定的なアジェンダ決定のそれぞれに、IFRS基準における関連する原則及び要求事項への参照を記載している。委員会は、これらの暫定決定（当該項目を基準設定アジェンダに追加しない理由を含む）を将来の会議で再検討する予定である。委員会は、関心のある関係者に対し、2018年1月29日までにOpen for comment ページで回答を提出することを推奨する。委員会は、受け取ったすべての通信内容を公開の記録に掲載する。ただし、書き手が機密とすることを具体的に要請する場合は除く。その場合、書き手はその要請を十分な理由（例えば、商業上の機密）で裏付けなければならない。

特定の金融商品に係る金利収益の表示（IFRS第9号「金融商品」及びIAS第1号「財務諸表の表示」— アジェンダ・ペーパー3

委員会は、IFRS第9号によりIAS第1号の第82項(a)に加えられた結果的修正の影響に関しての要望を受けた。この結果的修正は、包括利益計算書の純損益の部又は純損益計算書において、実効金利法で計算された金利収益を区分して表示することを企業に要求している。この要望は、この要求が、（IFRS第9号又はIAS第39号「金融商品：認識及び測定」におけるヘッジ会計の要求事項を適用した場合に）指定された有効なヘッジ関係の一部ではないデリバティブ金融商品に係る公正価値利得及び損失の表示に影響を与えるのかどうかを質問していた。

IFRS第9号の付録Aは、「実効金利法」及び他の関連する用語を定義している。それらの相互に関連した用語は、IFRS第9号における償却原価測定及び予想信用損失減損モデルについての要求事項に関するものである。金融資産に関して、委員会は、実効金利法は償却原価を計算し金利収益を関連する期間にわたり配分す

ることを目的とする測定技法であることに着目した。委員会は、IFRS第9号における予想信用損失減損モデルが償却原価会計処理の一部であり相互に結び付いたものであることにも着目した。

委員会は、償却原価会計処理（実効金利法で計算した金利収益及び予想信用損失減損モデルで計算した信用損失を含む）が適用されるのは、償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で事後測定される金融資産のみであることに留意した。これと対照的に、償却原価会計処理は、純損益を通じて公正価値で事後測定される金融資産には適用されない。

したがって、委員会は、実効金利法で計算された金利収益の表示科目を区分して表示するというIAS第1号の第82項(a)の要求が適用されるのは、償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で事後測定される資産のみであると結論を下した（ただし、IFRS第9号又はIAS第39号のヘッジ会計の要求事項を適用した適格なヘッジ関係の影響を受ける）。

委員会は、IAS第1号における他の表示の要求事項や、包括利益計算書における他の「金利」金額の表示に関するより幅広い事項については検討しなかった。これは、IFRS第9号によりIAS第1号の第82項(a)に加えられた修正はそれらの事項に影響を与えなかったからである。より具体的には、委員会は、IAS第1号の第82項(a)で要求されている金利収益の表示科目の表示に加えて、企業が他の金利金額を包括利益計算書に表示できるかどうかを検討しなかった。

委員会は、IFRS基準における諸原則及び要求事項は、企業がIAS第1号の第82項(a)を適用し、包括利益計算書の純損益の部又は純損益計算書において、実効金利法で計算された金利収益を区分して表示するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを〔決定した〕。

土地の移転を含んだ不動産契約における収益認識（IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」） — アジェンダ・ペーパー2A

委員会は、土地及び当該土地の上に建設される予定の建物の販売に係る契約における収益認識に関する要望を受けた。この土地は、建物が建設される区域のすべてを表すものである。具体的には、この要望書は、(a) 契約の中の履行義務の識別に関して、及び(b) 識別された履行義務のそれぞれについて、不動産開発者（企業）が収益を一時点で認識するのか一定の期間にわたり認識するのかを質問していた。

要望書に記載されていた事実パターンでは、この契約には以下の要素が含まれている。

- a. 企業と顧客が、企業がまだ建設していない建物（居住用ユニットを構成することになる）の売却についての解約不能の契約を締結する。
- b. 契約開始時に、企業は、企業が建物を建設する予定の土地に対する法的所有権を顧客に取消不能で移転する。この契約は土地の価格を明示しており、顧客はそれを契約調印時に支払う。
- c. 企業と顧客は、契約調印の前に建物の構造設計及び仕様について合意する。建物が建設されるにつれて、次のようになる。
 - i. 顧客が構造設計又は仕様の変更を要請する場合には、企業は契約で定められた方法に基づき、提案された変更の価格付けを行う。そうして顧客は、変更を進めるべきかどうかを決定する。企業が顧客の変更要請を拒否できるのは、限られた理由（変更が計画認可への違反となる場合など）についてのみである。
 - ii. 企業が構造設計又は仕様の変更を要請できるのは、そうしないとコストの不合理的な増大又は建設の遅延が生じることとなる場合のみである。顧客はそうした変更を承認しなければならない。
- d. 顧客は、建設期間の全体にわたり、マイルストーン支払を行うことを要求される。ただし、こうした支払は、現在までに完成している作業の分量には必ずしも対応しない。

契約の中の履行義務の識別

IFRS第15号の第22項から第30項を適用して、企業は、別個のものである財又はサービス（又は財若しくはサービスの束）を顧客に移転する約束のそれぞれ、あるいはほぼ同一で顧客への移転のパターンが同じである一連の別個の財又はサービスを、履行義務として識別する。

IFRS第15号の第27項は、顧客に約束している財又はサービスは、次の要件の両方に該当する場合には、別個のものであると定めている。(a) 顧客がその財又はサービスからの便益を、それ単独で又は顧客にとって容易に利用可能な他の資源と組み合わせて得ることができる（すなわち、当該財又はサービスが別個のものとなり得る）、(b) 財又はサービスを顧客に移転するという企業の約束が、契約の中の他の約束と区分して識別可能である（すなわち、当該財又はサービスを移転する約束が契約の観点において別個のものである）。第27項の要件の評価には判断が必要となる。

BC100項は、企業は第27項(a)の要件を財又はサービス自体の特性に基づいて評価すると説明している。したがって、企業は、顧客が容易に利用可能な資源を企業以外の源泉から入手することを妨げる可能性のある契約上の制限を無視する。

第29項は、第27項(b)の要件の基礎にある目的は、約束の性質が、契約の観点において、約束している財又はサービスのそれぞれを個々に移転することなのか、それとも、当該財又はサービスをインプットとした結合後の項目を移転することなのかを判定することであると説明している。第29項は、財又はサービスを移転する複数の約束が区分して識別可能ではないことを示す要因も明示している。

審議会は、BC105項、BC116J項及びBC116K項において、第27項(b)の「区分して識別可能」という考え方は、分離可能なリスクという考え方（すなわち、企業が約束した財又はサービスのうちの1つを顧客に移転する義務を履行するために引き受けるリスクが、他の約束した財又はサービスの移転に関するリスクから分離可能なかどうか）の影響を受けていると説明した。企業の約束が区分して識別可能なかどうかの評価は、契約履行のプロセスの観点において、契約の中のさまざまな財又はサービスの間の関係を考慮する。したがって、企業は、財又はサービスを移転する複数の約束の間の統合、相互関係又は相互依存の水準を考慮する。1つの項目が、その性質上、他の項目に依存するかどうか（すなわち、2つの項目に機能的な関係があるかどうか）を検討するのではなく、企業は、契約履行のプロセスにおいて変化を生じさせる関係がその2つの項目の間にあるかどうかを評価する。

要望書における事実パターンに対しての第27項の適用

契約の中の履行義務の識別には、企業が当該契約の具体的な事実及び状況を評価することが必要となる。委員会は、この評価には判断を伴う可能性があり、結果はそれらの具体的な事実及び状況に依存することに着目した。

要望書に記載された事実パターンでは、土地と建物はそれぞれ別個のものとなり得るものであり、したがって、委員会は第27項(a)の要件が満たされていると考えた。顧客は、土地から単独で又は容易に利用可能な他の資源との組合せで便益を得ることができる。例えば、顧客は当該土地の上に建物を建設するために他の開発業者を雇うことができる。同様に、顧客は、建物の建設から単独で又は容易に利用可能な他の資源との組合せで便益を得ることができる。例えば、顧客は、土地の移転なしに、企業又は別の開発業者から建設サービスを受けることができる。

第27項(b)の要件及び第29項で説明されているその基礎にある目的を評価する（すなわち、約束の性質が、契約の観点において、土地と建物を個々に移転することなのか、それとも、土地と建物をインプットとした結合後の項目を移転することなのかを判定する）際に、委員会は、企業は次のことを考慮すると考えた。

- a. 土地の移転と建物の建設との間に変化を生じさせる関係があるのか。言い換えると、建物の建設における企業の履行は、顧客がすでに他から土地を購入していたとした場合に、異なるものとなるのか（及びその逆も同様なのか）。土地と建物の間には機能的関係がある。すなわち、建物は土地なしに

は存在できず、その基礎は土地の中に建造されることになる。しかし、これは必ずしも、企業が顧客に土地を移転する際に晒されるリスクが建物の建設のリスクと分離不能であることを意味しない。

- b. 企業は、たとえ顧客が建設サービスを他の開発業者から購入した場合であっても、土地を移転する約束を履行することができるのか。また、顧客が土地を他の者から購入していた場合であっても、企業は建物を建設する約束を履行することができるのか。

委員会は、土地を移転する約束は、企業が次のように結論を下した場合には、当該土地の上に建物を建設する約束と区分して識別可能となると考えた。(a) 建物を建設する際の企業の履行が、顧客が当該土地を企業から購入したのか他の者から購入したのかに関係なく、同じとなり、かつ、(b) たとえ顧客が当該土地を他の者から購入した場合であっても企業は建物を建設する約束を履行することができ、たとえ顧客が建設サービスを他の者から購入した場合であっても土地を移転する約束を履行することができる。

要望書に記載された事実パターンでは、委員会は、これに該当するであろうと考え、したがって、この契約の中には2つの履行義務がある（すなわち、土地を顧客に移転する約束と当該土地の上に建物を建設する約束）と結論を下した。

要望書における事実パターンに対しての第35項の適用

それぞれの履行義務について、企業はIFRS第15号の第35項の要件を適用して、収益を一定の期間にわたり認識すべきかどうかを決定する。第35項の要件がどれも満たされない場合には、企業は収益を一時点で認識する。

土地を移転する約束に対しての第35項の適用

要望書に記載された事実パターンでは、企業の履行により土地が顧客に引き渡される。土地は直ちには消費されないため、第35項(a)の要件は満たされない。また、企業の履行は土地を創出又は増価させるものでもないため、第35項(b)及び第35項(c)の要件も満たされない。

したがって、委員会は、企業は土地の顧客への移転に係る収益を、IFRS第15号の第38項を適用して一時点で認識すると考えた。

建物を建設する約束に対しての第35項の適用

委員会は、不動産ユニットを建設する約束に対しての第35項の適用について [2017年9月] に議論した。[暫定的な] アジェンダ決定「不動産契約における収益認識 (IFRS第15号)」における委員会の下記の所見は、この要望書に記載された事実パターンにおける建物を建設する約束にも適用される¹。

- a. 企業が建設する建物の販売に係る契約において、委員会は、第35項(a)は適用されないと考えた。企業の履行が、直ちには消費されない資産（すなわち、建物）を創出するからである。
- b. IFRS第15号のBC129項は、審議会が第35項(b)の要件を含めたのは、「企業の履行が資産を創出するか又は増価させ、顧客が当該資産をその創出又は増価につれて明確に支配する状況に対処するため」であったと説明している。したがって、委員会は、第35項(b)を適用する際に、企業が、創出又は増価されつつある資産（例えば、部分的に建設された建物）を顧客がその創出又は増価につれて明確に支配するという証拠があるかどうかを評価することに着目した。企業は、この評価を行うにあたり、すべての関連性のある要因を考慮する。すなわち、どの単一の要因も決定的ではない。
- c. 第35項(b)を適用する際には、支配に関する要求事項を、企業の履行が創出するか又は増価させる資産に適用することが重要である。企業が建設する建物の販売契約では、創出される資産は建物自体である。それは、例えば、将来において建物を獲得する権利ではない。

¹ [2017年9月] に公表した [暫定的な] アジェンダ決定における「不動産ユニット」への言及が、この [暫定的な] アジェンダ決定では「建物」に変更されている。

[上記のパラグラフは、2017年9月に公表したIFRS第15号についての暫定的なアジェンダ決定に対して寄せられたコメントレターについての委員会の検討の結果に応じて更新されるであろう。]

2017年11月に議論した要望書に記載された事実パターンでは、委員会は、第35項(a)の要件は満たされないと考えた。これは、顧客が企業による建物の建設によって提供される便益を建物が建設されるにつれて同時に受け取って消費するわけではないからである。すなわち、企業の履行は直ちには消費されない資産（すなわち、部分的に建設された建物）を創出する。

第35項(b)を適用する際に、企業は、建物が建設されるにつれて、顧客が部分的に建設された建物の使用を指図し、そこからの残りの便益のほとんどすべてを得る能力を有するかどうかを評価する。

委員会は、この要望書に記載された事実パターンでは、顧客は部分的に建設された建物をそれが建設されるにつれて支配すると結論を下した。顧客は次の能力を有しているからである。

- a. 建物が建設されるにつれて建物の使用を指図する能力。顧客はこの能力を、土地に対する支配を通じて、及び建設中に建物の構造設計及び仕様を変更できることによって有している。この契約は、顧客が企業又は他の者が建物の使用を指図することを妨げることも可能にする。
- b. 建物からの残りの経済的便益のほとんどすべてを得る能力。企業は、建物を他の用途又は別の企業に振り向けることができない。したがって、契約調印時に、顧客は建物からの残りの経済的便益のほとんどすべてを得る能力を有する。

したがって、第35項(b)の要件は満たされる。委員会は、IFRS第15号のBC129項における「企業が顧客の土地の上に建設を行う工事契約の場合には、顧客は一般的に、企業の履行から生じるあらゆる仕掛品を支配する」という審議会の所見に留意した。

委員会は、IFRS第15号の諸原則及び要求事項が、要望書に記載された事実パターンにおいて企業が収益を認識するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを[決定した]。

現在までに完了した履行に対する支払を受ける権利（IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」） — アジェンダ・ペーパー2B

委員会は、集合住宅（不動産ユニット）の販売に係る契約に関して、収益を一定期間にわたり認識すべきか一時点で認識すべきかについての要望を受けた。具体的には、この要望は、要望書に記載された事実パターンにおいて、不動産開発者（企業）が、IFRS第15号の第35項(c)に記述されている、現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を有しているかどうかを質問していた。

それぞれの履行義務について、企業はIFRS第15号の第35項の要件を適用して、収益を一定の期間にわたり認識すべきかどうかを決定する。第35項の要件がどれも満たされない場合には、企業は収益を一時点で認識する。

要望書は、IFRS第15号の第35項(c)の適用に関して具体的に質問していた。第35項(c)を適用して、次の両方に該当する場合には、企業は収益を一定の期間にわたり認識する。(i) 企業の履行が創出する資産を企業が他に転用できず、かつ、(ii) 企業が現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を有している。

IFRS第15号の第37項は、支払を受ける強制可能な権利を有するためには、契約の存続期間全体を通じてすべての時点において、企業は、企業が約束した履行を果たさなかったこと以外の理由で契約が解約される場合に、少なくとも、現在までに完了した履行について企業に補償する金額に対する権利を得ていなければならない。

IFRS第15号のB9項は、企業が現在までに完了した履行に対する補償となる金額は、現在までに移転した財又はサービスの販売価格に近似した金額であり、契約が解約されたとした場合の企業の潜在的な利益の喪

失だけに対する補償ではないと述べている。したがって、企業が利益の喪失に対してのみ権利を得ている場合には、現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を有しておらず、したがって、第 35 項(c)の要件は満たされない。

要望書における事実パターンに対しての第 35 項(c) — 支払を受ける強制可能な権利 — の適用

企業が現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を有しているかどうかの評価には、企業が、契約が強制可能となる法的環境を考慮に入れて、契約によって創出された権利及び義務を考慮することが必要となる。したがって、委員会は、企業の評価の結果は契約の具体的な事実及び状況に依存すると考えた。

要望書に記載された事実パターンでは、不動産ユニットに係る契約には以下の要素が含まれている。

- a. 企業と顧客が、企業が不動産ユニットを建設する前に、集合住宅における不動産ユニットの販売に係る契約を締結する。この契約に基づく企業の義務は、契約で特定された完成した不動産ユニットを引き渡すことである。企業は、建設が完了するまで、不動産ユニット（及びそれに帰属する土地）に対する法的所有権を保持する。
- b. 顧客は、契約開始時に、不動産の購入価格の 10%を支払い、建設が完了した後に購入価格の残りの部分を企業に支払う。
- c. 顧客は、建設が完了する前はいつでも契約を解約する権利を有している。顧客が契約を解約する場合には、
 - i. 企業は不動産ユニットを第三者に再販売するための合理的な努力をすることが法的に要求される。再販売の際には、企業は第三者と新たな契約を締結する。すなわち、当初の契約が第三者に変更されるわけではない。第三者から得られる再販売価格が当初の購入価格（販売コストを加算）を下回る場合には、顧客は差額を企業に支払う法的な義務がある。
 - ii. 顧客は不動産ユニットを売却、使用又は開発する権利を有さない。

委員会は、収益の認識に関する IFRS 第 15 号の第 31 項の原則が、企業と顧客との間の関係に関するものであることに着目した。委員会は、要望書に記載された事実パターンにおいて、第 35 項(c)を適用する際の目的は、不動産ユニットが建設されるにつれて顧客が不動産ユニットに対する支配を獲得するのかどうかを評価することであることに着目した。したがって、企業が現在までに完了した履行に対する支払を受ける権利を有しているかどうかを判定する上で関連性があるのは、企業が顧客との契約に基づく履行に関して顧客から（又は顧客に代わって）受け取る権利を得ている支払である。企業が再販売契約において第三者から受け取る対価は、当該再販売に係る対価であり、顧客との契約に基づく履行に対する支払ではない。

委員会は、要望書に記載された事実パターンに基づいて、企業が契約に基づいて権利を有している顧客からの支払の性質は、再販売価格と当初の購入価格（販売コストを加算）との差額に対する支払であると考えた。したがって、企業は契約の解約時に利益の喪失に対する補償を受ける権利を有している。すなわち、企業は IFRS 第 15 号の第 35 項(c)に記述されている、現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を有していない。

委員会は、IFRS 第 15 号における諸原則及び要求事項が、企業が現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を有しているかどうかを判定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを [決定した]。

委員会のアジェンダ決定

資産グループの取得 (IFRS 第 3 号「企業結合」) — アジェンダ・ペーパー4

委員会は、事業を構成しない資産グループ（以下「グループ」という。）の取得を企業がどのように会計処理するのかの明確化を求める要望を受けた。より具体的には、要望提出者は、下記の場合に、識別可能な取得した資産及び引き受けた負債への取引価格の配分方法についての明確化を求めた。

- a. 識別可能な資産及び負債の個々の公正価値の合計が、取引価格と異なっており、かつ、
- b. 当該グループが、原価と原価以外の金額の両方で当初測定された識別可能な資産及び負債を含んでいる。

IFRS第3号の第2項(b)は、企業が資産グループの取得時に下記を行うことを要求している。

- a. 個々の識別可能な取得した資産及び引き受けた負債を識別して認識する。
- b. 当該グループの原価を個々の識別可能な資産及び負債にそれらの取得日現在の関連する公正価値に基づいて配分する。

他のIFRS基準には、特定の資産及び負債についての当初測定の要求事項が含まれている（例えば、金融商品に対してはIFRS第9号「金融商品」）。

委員会は、企業が当初に、グループの取引価格と識別可能な資産及び負債の個々の公正価値の合計額との間に差異がある可能性があると考えた場合には、取引価格を配分する前に、このような差異が本当に存在するのかどうかを評価するため、最初にそれらの個々の公正価値の算定に使用した手順を見直すと考えた。

委員会はそれから、グループの取得の会計処理についての2つの可能な方法を検討した。

第1のアプローチを適用した場合、企業はグループの取得を次のように会計処理する。

- a. 取得日に認識する個々の識別可能な取得した資産及び引き受けた負債を識別する。
- b. 識別可能な資産及び負債のそれぞれについての個々の取引価格を、グループの原価を当該資産及び負債の取得日現在の公正価値の比率に基づいて配分することによって決定する。
- c. 識別可能な取得した資産及び引き受けた負債のそれぞれに適切な基準における当初測定の要求事項を適用する。企業は資産又は負債が当初測定される金額と個々の取引価格との差額を、関連する要求事項を適用して会計処理する。

第2のアプローチを適用した場合、原価以外の金額で当初測定された識別可能な資産及び負債について、企業は当該資産又は負債を適用されるIFRS基準で定めている金額で当初測定する。企業はグループの取引価格から、原価以外の金額で当初測定された資産及び負債に配分された金額を除外し、残りの取引価格を残りの識別可能な資産及び負債にそれらの取得日現在の関連する公正価値に基づいて配分する。

委員会は、事業を構成しない資産グループの取得に関するIFRS第3号の第2項(b)の要求事項の合理的な読み方は、このアジェンダ決定で示した2つのアプローチのいずれかとなると結論を下した。委員会は、企業は事業を構成しない資産グループの取得のすべてに自らの要求事項の読み方を整合的に適用するであろうと考えた。また、企業は、報告された財務業績及び財政状態に当該取引がどのように反映されているのかを財務諸表利用者が理解するのに役立つ場合には、IAS第1号「財務諸表の表示」の第117項から第124項を適用して、選択したアプローチを開示するであろう。

分析を踏まえて、委員会は資産グループの取得に関するプロジェクトを基準設定アジェンダに追加すべきかどうかを検討した。委員会は、そうしたプロジェクトは範囲が狭くはないであろうことに留意した。これを念頭に、委員会は、このアジェンダ決定に示した2つのアプローチを適用した結果が、企業が報告する金額に重要な影響があると見込まれるという十分な証拠を得なかったと考えた。したがって、委員会は、プロジェクトはコストを上回るのに十分な財務報告の改善をもたらさないであろうと結論を下した。このため、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを決定した。

その他の事項

委員会の仕掛案件 — アジェンダ・ペーパー7

委員会は、今後の会議での検討のための3つの要望に関する報告書を受け取った。

Disclaimer: The content of this *Update* does not represent the views of the International Accounting Standards Board or the IFRS® Foundation and is not an official endorsement of any of the information provided. The information published in this *Update* originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge.

免責事項：本アップデートの内容は、IASB 及び IFRS 財団の見解を表わすものではなく、提供されるいかなる情報も公式に承認されたものではない。本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。

Copyright © IFRIC *Update* is published after every IFRS Interpretations Committee meeting by the IFRS Foundation.

コピーライト © IFRIC *Update* は各 IFRS 解釈指針委員会会議の後に IFRS 財団により公表されるものである。

ISSN 1477-206X